

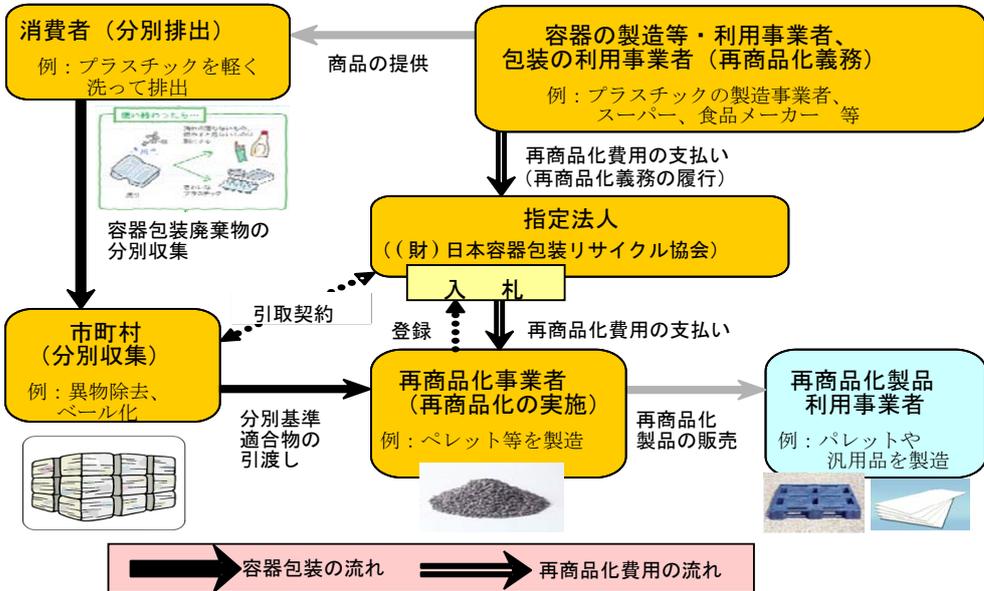
# 容器包装リサイクルのフローの透明性 に関する現状について

## 容器包装リサイクルのフローの 透明化等に関する検討会 (第1回)

### 容器包装リサイクル法の仕組みと再商品化

- ・容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出、市町村が分別収集・選別保管、事業者が再商品化を行う役割分担とした。ペットボトル等については平成9年度から、プラスチック製容器包装等については平成12年度から施行。
- ・再商品化後は、市場で取引可能な状態となることから、マーケットを通じて再商品化製品利用事業者に販売。

◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ(指定法人ルート)



◆容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抄）

（定義）

**第二条**

6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。
- 二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。
- 三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
- 四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

（特定容器利用事業者の再商品化義務）

**第十一条** 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号を除き、以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

（特定容器製造等事業者の再商品化義務）

**第十二条** 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

（特定包装利用事業者の再商品化義務）

**第十三条** 特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装（第十八条第一項の認定に係る特定包装及び本邦から輸出される商品に係る特定包装を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

（再商品化したものとみなされる場合）

**第十四条** 特定事業者が、前三条に規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について指定法人と第二十三条第一項に規定する再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、当該特定事業者は、その委託した量に相当する当該特定分別基準適合物の量について再商品化したものとみなす。

## 再商品化の確認方法

・容リ協会から、再商品化事業者に対して逐次の報告や立入調査により再商品化状況をチェック。再商品化製品の販売先についても、受領書や立入検査等により確認。

◆再商品化事業者により再商品化され、再商品化製品利用事業者に適正に販売されるよう、容リ協会が多段階で確認。

○事前段階での調査

- ・再商品化事業者の技術的・資金的能力を登録要件とし厳格に審査
- ・再商品化製品販売先の確認：利用事業者からの引取同意書提出、新規利用事業者は立入調査

○再商品化段階での調査

- ・操業状況を日毎に記録、毎月容リ協会に報告
- ・再商品化事業者への立入調査

○再商品化製品利用段階での調査

- ・利用事業者から製品受領書を提出。
- ・必要に応じ利用事業者に対して立入調査

◆再商品化製品利用事業者以降については、特段の定めを置いていない。

# 分別収集・再商品化の実績①

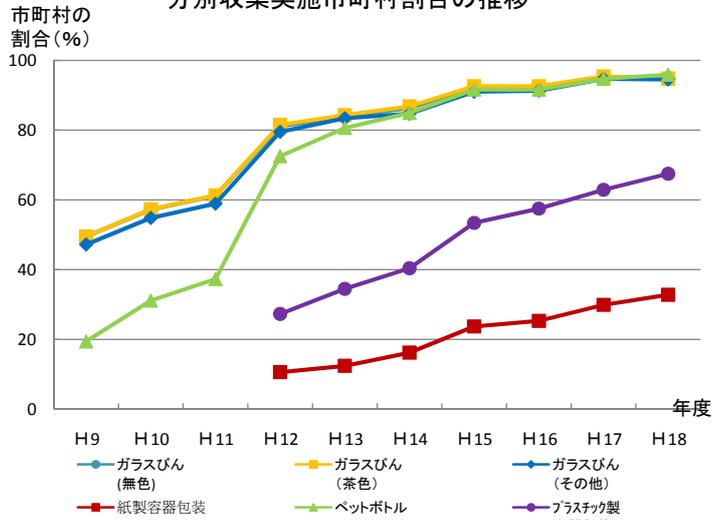
・分別収集量・実施市町村は量的に拡大。いわゆるその他プラスチック製容器包装の分別収集を行う市町村数は51.5%、人口カバー率で59.2%に達した。

平成18年度分別収集実績

| 品目名           | 分別収集量         |                      | 再商品化量                | 分別収集実施市町村数 |                |           |
|---------------|---------------|----------------------|----------------------|------------|----------------|-----------|
|               | 年間分別収集見込量(トン) | 年間分別収集量(トン)          | 年間再商品化量(トン)          | 実施市町村数     | 全市町村に対する実施率(%) | 人口カバー率(%) |
| 無色のガラス製容器     | 392,074       | 339,019<br>(0.99倍)   | 328,775<br>(1.00倍)   | 1,732      | 94.8           | 98.6      |
| 茶色のガラス製容器     | 335,137       | 292,323<br>(0.99倍)   | 281,799<br>(1.00倍)   | 1,736      | 95.0           | 98.6      |
| その他の色のガラス製容器  | 190,925       | 181,385<br>(1.04倍)   | 174,004<br>(1.04倍)   | 1,726      | 94.5           | 97.9      |
| 紙製容器包装        | 154,504       | 81,815<br>(1.15倍)    | 78,627<br>(1.25倍)    | 599        | 32.8           | 32.0      |
| ペットボトル        | 284,779       | 268,266<br>(1.06倍)   | 261,265<br>(1.07倍)   | 1,752      | 95.9           | 99.0      |
| プラスチック製容器包装   | 723,641       | 609,215<br>(1.09倍)   | 582,876<br>(1.08倍)   | 1,234      | 67.5           | 73.8      |
| :(うち白色トレイ)    | 9,504         | 4,325<br>(0.94倍)     | 4,051<br>(0.97倍)     | 696        | 38.1           | 36.3      |
| :(うち白色トレイを除く) | 714,136       | 604,891<br>(1.09倍)   | 578,825<br>(1.08倍)   | 941        | 51.5           | 59.2      |
| スチール製容器       | 388,178       | 304,578<br>(0.92倍)   | 299,058<br>(0.93倍)   | 1,793      | 98.1           | 98.2      |
| アルミ製容器        | 162,226       | 134,458<br>(0.96倍)   | 132,091<br>(0.96倍)   | 1,800      | 98.5           | 98.3      |
| 段ボール製容器       | 724,537       | 584,312<br>(1.05倍)   | 580,229<br>(1.06倍)   | 1,588      | 86.9           | 85.4      |
| 飲料用紙製容器       | 27,677        | 15,921<br>(0.98倍)    | 15,735<br>(0.99倍)    | 1,355      | 74.2           | 84.3      |
| 合計            | 3,383,677     | 2,811,293<br>(1.03倍) | 2,734,460<br>(1.03倍) | -          | -              | -         |

※ 括弧内の数字は前年度比。  
 ※ 実施市町村は平成19年3月末時点の数値。  
 ※ 平成19年3月末時点の全市町村数は1,827(東京23区含む)。  
 ※ 年間分別収集見込量は第1期分別収集計画(調査定時のもの)。  
 ※ 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間再商品化量には市町村独自処理量が含まれる。  
 ※ 白色トレイは、白色トレイのみ分別収集しているものを示す。

分別収集実施市町村割合の推移



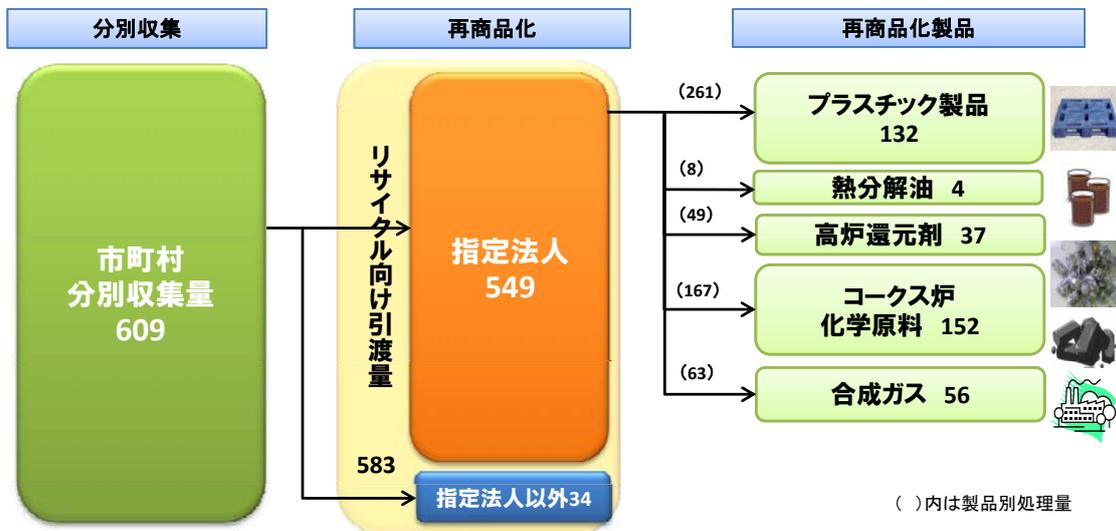
4

4

# 分別収集・再商品化の実績②

プラスチック製容器包装の回収・再商品化の流れ(平成18年度)

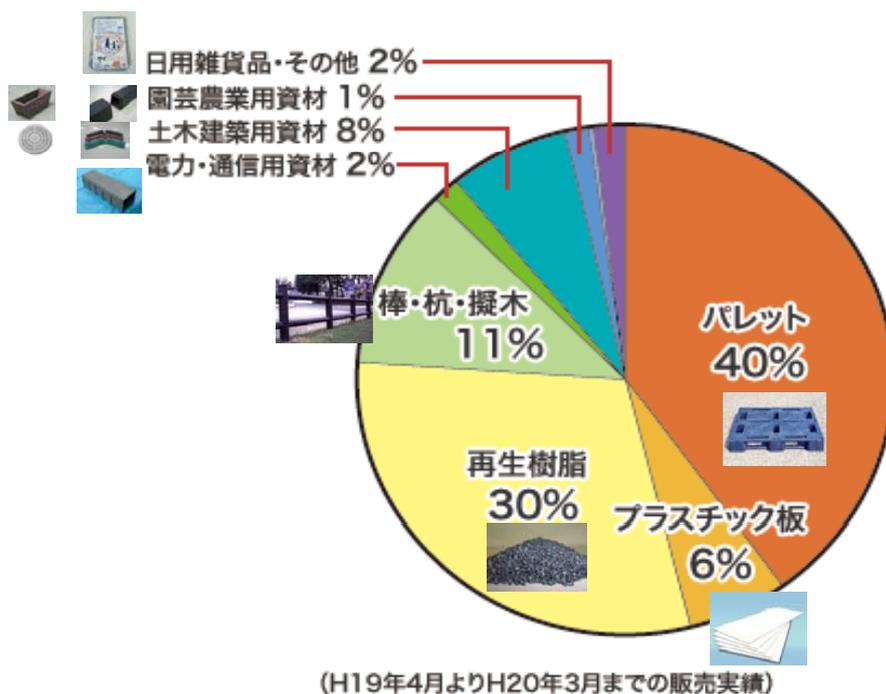
(単位:千トン)



( )内は製品別処理量

## 分別収集・再商品化の実績③

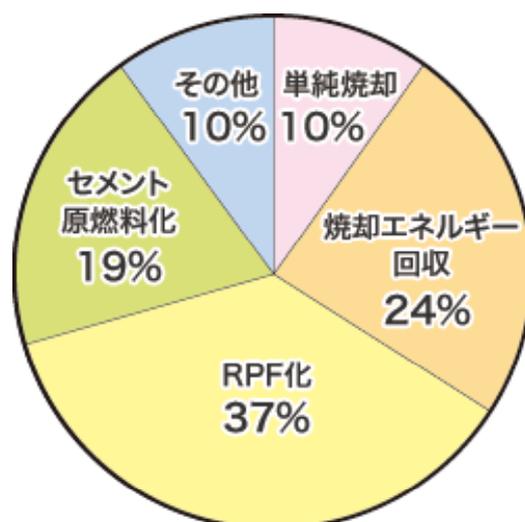
### ◆材料リサイクル製品の用途例(平成19年度)



※容リ協会HP( <http://www.jcpra.or.jp/recycle/recycling/recycling13/index.html> )より

6

### ◆材料リサイクルによって発生する残さの処理方法(平成19年度)



※材料リサイクルによって発生するプラスチック類残さの処理について平成18年度から原則、埋め立て処分を禁止とした。さらに、平成20年度からはプラスチック類残さの単純な焼却も原則禁止。

※ケミカルリサイクルによって発生するプラスチック類残さについても、平成20年度から埋め立て処分を原則禁止。処理実績等についても公表予定。

※容リ協会HP( <http://www.jcpra.or.jp/recycle/recycling/recycling13/index.html> )より

7

## 透明性向上の取組①

- ・個々の特定事業者の義務履行の有無について、容リ協会HP上で確認可能。
- ・さらに、同意を得た特定事業者に対して、その委託費を公開するよう準備中。

◆容リ協会HP(<http://www.jcpra.or.jp/manufacture/perform/index.html>)上で、義務履行特定事業者をリスト化。検索により義務履行の確認も可能。

◆平成18年5月23日衆議院環境委員会小池環境大臣答弁

「公表をする意向がある事業者については、日本容器包装リサイクル協会でこれを取りまとめて公表を行うということを検討していきたい」

◆平成19年度分から、特定事業者の委託料金を公開予定。特定事業者に対し意向調査を実施、平成19年度分の委託料の確定を受けて、今秋に公表予定。

<「再商品化委託料金ホームページ掲載」同意事業者数(平成20年7月4日到着分まで)>

|          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 発送社数     | 24,244社 | -            |
| 返信社数、返信率 | 13,864社 | 57%          |
| 同意社数、同意率 | 9,382社  | 委託料金ベース※ 63% |

※「委託料金ベース」: 19年度の再商品化委託料金の申込総額に対して、同意を得た9,382社の再商品化委託料金申込総額が占める割合。

8

## 透明性向上の取組②

- ・プラスチック製容器包装のフローについて、  
市町村 → 再商品化事業者 → 再商品化製品利用事業者  
の流れを取りまとめ、公表(平成20年5月。再商品化製品利用事業者については同意が得られた事業者)。

◆指定保管施設ごとの再商品化事業者及び予定用途分野(平成19年度)

※容リ協会HP([http://www.jcpra.or.jp/recycle/recycling/recycling13/pdf/youto\\_pla19\\_2.pdf](http://www.jcpra.or.jp/recycle/recycling/recycling13/pdf/youto_pla19_2.pdf))より

| 都道府県名 | 市町村又は組合名 | 指定保管施設名                      | 再商品化事業者名       | 引取トン数    | 手法      | 再商品化製品   | 再商品化製品利用事業者   | 用途      |
|-------|----------|------------------------------|----------------|----------|---------|----------|---------------|---------|
| 宮城県   | 仙台市      | JFE環境株式会社<br>仙台プラスチックリサイクル工場 | 株式会社湯沢クリーンセンター | 1,281.45 | 材料リサイクル | PS       |               | 再生樹脂    |
|       |          |                              |                |          |         | PE T     | さいたまエコシート株式会社 | プラスチック板 |
|       |          |                              |                |          |         | PE・PP混合  | 株式会社アンドー      | 再生樹脂    |
|       |          |                              |                |          |         |          |               | 土木建築用資材 |
|       |          |                              |                |          |         |          | タイボープロダクツ株式会社 | パレット    |
|       | 土木建築用資材  |                              |                |          |         |          |               |         |
|       |          | 昭和電工株式会社                     | 11,136.21      | ガス化      | 合成ガス    | 昭和電工株式会社 | 工業原料          |         |
|       | 塩竈市      | 新浜リサイクルセンター                  | 新港リサイクル株式会社    | 391.14   | 材料リサイクル | PE・PP混合  | 新港リサイクル株式会社   | パレット    |

9

## 透明性向上の取組③

- ・平成20年度から、プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業を実施。透明性を高めて地域住民の理解の増進を図り、地域連携により質の高いリサイクルを目指す。
- ・4市で事業を開始(札幌市、横浜市、福井市、三原市)

### ◆中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ(平成19年6月)

地域の再商品化事業者・地方自治体・消費者・特定事業者がコミュニケーションを図り、分別排出・分別収集・再商品化に関する相互理解を深めることにより地域における連携協働を促進し、効率的な再商品化を実現するためのモデル事業を実施すべきである。

例えば、モデル事業の対象となる市町村において、当該市町村から引き渡される分別基準適合物に係る再商品化手法を選択した上で入札を行い、落札した再商品化事業者と当該市町村や特定事業者が連携して、必要に応じて、廃棄物減量等推進員等の協力を得ながら、地域住民への情報提供を図り、消費者への環境教育や分別基準適合物の質の向上努力を促進し、全体としての再商品化の効率化を図ることなどが考えられる。また、モデル事業の評価に当たっては、分別収集の質的向上、再商品化の効率化(製品の品質向上、費用低減)の向上、環境負荷の低減等の観点から評価・公表を行うことが考えられる。

### ◆プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業実施要領(平成20年5月)

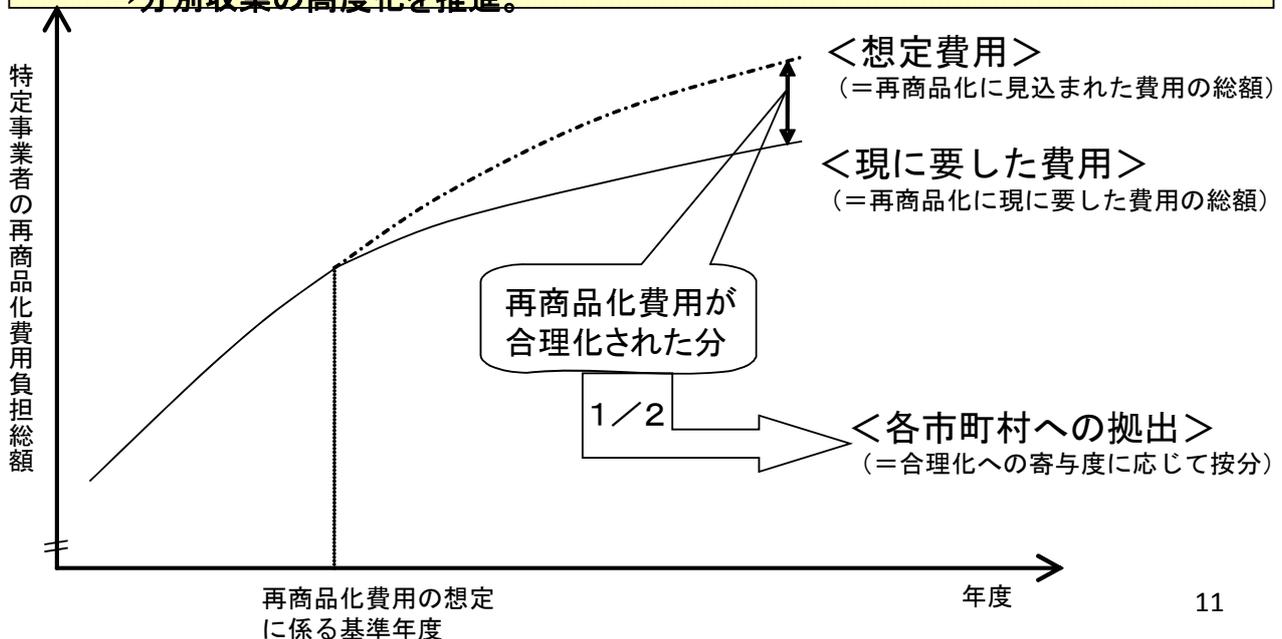
プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業(以下「モデル事業」という。)は、地域において分別排出・分別収集されたものが地域の意向を踏まえる形で再商品化されるような仕組み(市町村が選択した再商品化手法(材料リサイクル又はケミカルリサイクル)による再商品化)を導入することにより、再商品化等の透明性を高め、地域住民の再商品化に関する理解の増進を図り、地域における連携協働を促進することによって質の高い分別収集・効率的な再商品化を推進することを目的とする。

10

## 参考:リサイクルの質を高める取組①

### ◆容器包装リサイクル法の改正(2006年)

- ・ 質の高い分別収集・再商品化を推進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設。
- ・ 再商品化の合理化に寄与した市町村へ資金拠出、改善へのインセンティブ。  
→分別収集の高度化を推進。



11

## 参考:リサイクルの質を高める取組②

### ◆ 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方についての取りまとめ(2007年)

- ・ 質の高い再商品化を推進するため、品質基準を設定

#### 従来

➤プラスチック製容器包装の再商品化(※)は、プラスチック製品の原材料等へのリサイクルを推進するため、事業者選定の入札において、材料リサイクル手法(プラスチック原材料等に再商品化)を優先的に取り扱う運用を実施。

➤しかし、高品質のプラスチック製品への用途拡大は大きく進展していない。

※ 再商品化手法としては、材料リサイクルとケミカルリサイクル(油化、高炉還元剤化、ガス化、コークス炉化学原料化)がある。



中環審・産構審の合同会合を設置し、特定事業者、再商品化事業者、自治体、消費者等の代表により、7回にわたり幅広く意見を聞いて審議を取りまとめ。

#### 中環審・産構審合同会合 取りまとめ(2007)

- ①入札における材料リサイクル優先の取扱いについては、優先が認められる品質基準として、塩素・水分等について適切な基準を設けるべき
- ②地域における連携の推進については、地域の再商品化事業者、地方自治体、消費者・特定事業者がコミュニケーションを図り、分別排出・分別収集・再商品化に関する相互理解を深めることにより地域における連携協働を促進し、効率的な再商品化を実現するためのモデル事業を実施すべき